明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○発信者情報開示命令事件手続規則の一部を改正する規則（最高裁一）　二
〔省令〕
○日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・農林水産一）　二
〔告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務二一）　二
○日本国に帰化を許可する件（同二二）　三
○大学設置基準第三十二条第四項の規定に基づく獣医学に関する学科の卒業の要件のうち専門教育科目の単位数の専門分野別の配分を廃止する件（文部科学三）　三
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第四項第一号ロ⑴及び⑵の規定に基づき令和三年度、令和四年度及び令和五年度の全ての都道府県に係る年齢階層に属する被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数として厚生労働大臣が定める額及び数を定める件（厚生労働七）　三
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第五項第二号の規定に基づき令和七年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件（同八）　四
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十条第三項第二号の規定に基づき令和七年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件（同九）　四
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十一条第三項第二号の規定に基づき令和七年度における全ての都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件（同一〇）　四
○保安林の指定をする件（農林水産二〇五～二一二）　五
○地すべり防止区域を追加指定する件（同二一三）　六
○農業保険法第百四十八条第五項の規定に基づき、同項の規定により農林水産大臣が定める特定の収穫共済の共済目的の種類の細区分を定める件の一部を改正する件（同二一四）　六
○令和八年産のうんしゅうみかん等の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件（同二一五）　六
○信号符字を点附した件（国土交通六四）　七
○信号符字を取り消した件（同六五）　七
○船舶国籍証書を無効とした件（同六六）　七
○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（同六七）　七
○那覇港船舶通航信号所に関する告示の一部を改正する告示（海上保安庁四）　七
○道路に関する件（中国地方整備局九、一〇）　七
〔国会事項〕
内閣　法務省　最高裁判所
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　八
〔公告〕　八
諸事項　八
官庁
有権者申出方関係　八
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
令和八年（二〇二六）暦要項関係　二四
会社その他　二五